

令和4年度より、児童手当制度が改正されます！

1 特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます。

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

2 現況届の提出が原則不要になります。

⇒毎年6月に提出していた現況届が一部の方を除き不要になります。

引き続き提出が必要な方には通知します。詳細は裏面をご確認ください。



1 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年6月分の児童手当（令和4年10月支給分）から、所得上限限度額が設けられ、受給者の前年の所得が下表②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに、所得更正などで所得が②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要です。

<所得制限限度額・所得上限限度額>

扶養親族等の数	①所得制限限度額（万円）		②所得上限限度額（万円）	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

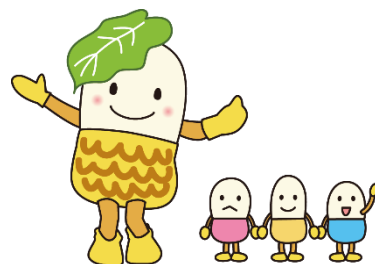
◆扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。）並びに扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

◆扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

◆「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。

<支給額>

児童の年齢と区分	手当月額（1人あたり）
所得制限限度額を超えない場合（児童手当）	
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円…第1・2子 15,000円…第3子以降（※）
中学生	10,000円
所得制限限度額を超える場合（特例給付）	
0歳～中学生まで	一律5,000円
所得上限限度額を超える場合	
支給なし（受給資格が喪失します）	



（※）高校卒業（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの養育している児童のうち、3番目以降の子を指します。

裏面も必ずご確認ください

2 現況届の提出の原則不要について

令和4年度から、一部の方を除き**現況届の提出が不要**となります。
ただし下記に該当する方は、引き続き提出が必要です。

現況届の提出が必要な方には、6月中旬ごろに現況届の用紙を送付します。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居しており、同居父母で認定を受けている方
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が四国中央市と異なる方
- ③ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、市から提出の案内をおこなった方

現況届の提出の有無にかかわらず、**次のような場合は、届出が必要**です。

- 出生など養育する児童が増えたとき（15日以内に届出が必要です）
- 振込先口座を変更するとき
→受給者名義の口座に限ります。児童・配偶者への変更はできません。
- 児童や配偶者と別居したとき
- 婚姻または離婚をしたとき
- **受給者の加入する年金が変わったとき（令和4年より新設）**
（例：会社を退職し国民年金に加入した、公務員になった等）
- 拘禁などにより、児童を養育しなくなったとき
- 児童が児童福祉施設等に入所したとき
- 氏名が変わったとき（受給者・配偶者・児童）
- 個人番号を変更したとき（受給者・配偶者・児童）



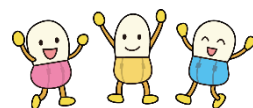
公務員の方

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下に該当する場合は、事由の発生した翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、**遅れた月分の手当が受けられなくなり**ますのでご注意ください。



【お問い合わせ先】

四国中央市 こども家庭課 子育て支援係
電話：0896-28-6027

【手続き窓口】

四国中央市 こども家庭課
川之江福祉窓口・土居福祉窓口